

国東市ケーブルテレビ施設 指定管理仕様書

国東市

～ 目 次 ～

I. 仕様総則

1. 指定管理業務の役割	1
2. 用語の定義	1
3. 指定管理者が管理する施設及び設備	1
4. 業務時間	2
5. 管理に要する経費	2
6. 管理業務のために使用する場所	2
7. 指定期間	2
8. 管理等に関する基本的内容	2
9. 法令遵守	3
10. 事業報告書の作成及び提出	3
11. 変更事項の届出等	4
12. 備品の管理	4
13. 管理が困難となった場合の措置	4
14. 協定の締結	4
15. 留意事項	5

II. 業務仕様

1. 施設等の管理運営全般に関する事項	6
2. ケーブルテレビの利用に関する事項	7
3. 施設等の維持管理に関する事項	8
4. 自主放送制作番組に関する事項	9
5. 留意事項	10
6. 責任分担	11
7. 指定管理による予算執行区分	12

別表	ケーブルテレビ施設の概要	14
----	--------------	----

別紙1	個人情報取扱特記事項	16
-----	------------	----

I. 仕様総則

国東市ケーブルテレビ施設の施設管理を指定管理業者が行うにあたり、業務の内容、その範囲及び提出書類作成、管理条件等をこの仕様書に定めるものとする。

1. 指定管理業務の役割

国東市ケーブルテレビ（以下「ケーブルテレビ」という。）は、各種情報の総合的かつ計画的な提供を図り、住民相互の連携、地域の活性化、高度情報化社会に対応した豊かな国東市づくりを目指すとともに、都市部との情報格差の是正、地域産業の活性化も視野に入れた管理運営を行うこととする。

また、放送事業者である国東市の指定管理者であることを自覚し、市民から不平不満がでないよう心がけ、国東市からの指示指導には真摯に対応すること。

なお、公の業務であることを常に意識し、特定の者に利益をもたらすことや、国東市及びケーブルテレビ加入者に不利益をもたらすことのないように業務遂行し、行動及び言動には常に注意を払うこと。

2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定管理者

国東市ケーブルテレビ施設条例（平成18年国東市条例第19号）第26条の規定に基づき指定された管理者をいう。

(2) 利用者・利用希望者・来訪者

利用者とは当該条例に基づき、現に利用している加入者であり、利用希望者とは当該条例に基づき、新たに利用を希望する者であり、また、来訪者とは前述以外の目的で局舎を訪れる者である。

(3) 維持管理

伝送設備を含む放送法に係る全ての関連施設、設備の保守及び管理。

(4) 運営

利用料金徴収を含む放送法に基づく全ての業務の継続的な経営。

3. 指定管理者が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）

(1) 名称

国東市ケーブルテレビ施設

(2) 所在地

国東市国東町鶴川149番地ほか

(3) 建物（施設）の概要（詳細は別表のとおり）

- ・国東市ケーブルテレビセンター（国東市役所3階）
- ・国見サブセンター（国見総合支所）
- ・向田サブセンター
- ・武蔵サブセンター

- ・安岐サブセンター（安岐総合支所）
- ・市内全域伝送路

4. 業務時間

午前8時半から午後5時までとする。
（土曜、日曜、祝日については休日とする。）

5. 管理に要する経費

ケーブルテレビの運営及び管理にかかる経費は、使用料、加入金、引込工事料、その他の収入を持って充てる。

使用料には、「国東市ケーブルテレビ卸電気通信役務に関する契約書」及びその変更契約書にある施設利用料を含む。

市から指定管理者への指定管理料の支払いはないものとする。

6. 管理業務のために使用する場所

管理業務のために事務作業等を行うため、指定管理者が占有できる場所は国東市ケーブルテレビ施設のすべてとする。維持管理等のため国見サブセンター、向田サブセンター、武蔵サブセンター、安岐サブセンターに入室する必要がある場合は、事前に担当に連絡を行うこととする。

ただし、緊急時の場合はこの限りでないが、事後報告を行うこととする。

7. 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

8. 管理等に関する基本的内容

指定管理者は、国東市ケーブルテレビ施設の管理及び運営のため、次の業務を行う。

（1）ケーブルテレビの維持管理及び運営に関する業務

- ①ケーブルテレビの維持管理に関する業務
- ②加入申し込み・変更・解除等各種申請承認、加入者管理に関する業務
- ③加入承諾等に基づく引込工事、伝送路移設等に関する業務
- ④使用料及び加入金・引込工事料の徴収に関する業務
- ⑤再放送業務における各局への同意書の申請及び関係機関との連絡調整に関する業務（地上デジタル放送、BS デジタル放送、FM 放送）
- ⑥施設・設備の整備・変更に伴う届出・許可申請及び関係機関との連絡調整に関する業務
- ⑦自主放送における著作権処理に関する業務
- ⑧その他国東市ケーブルテレビ施設条例・規則に掲げた業務
- ⑨上記に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

（2）ケーブルテレビに関する保守業務

- ①伝送路、電気設備、空調設備
- ②編集設備、送出設備、配信設備

- ③法定点検
- ④消耗品交換
- ⑤修繕
- ⑥警備（防犯・施錠管理、防火・消火対策）
- ⑦清掃・廃棄物処理
- （３）自主放送番組制作に関する業務
 - ①自主放送番組制作
 - ②文字情報
 - ③視聴者投稿掲示板
 - ④データ放送
 - ⑤議会・選挙中継
 - ⑥緊急放送
- （４）その他必要な業務
 - ①利用者に対する告知等
 - ②設置物の管理
 - ③鍵の管理
 - ④郵便物等の管理
 - ⑤文書等の管理
 - ⑥事業報告
 - ⑦関係機関との連絡調整及び事業報告
 - ⑧物品の管理

9. 法令遵守

本業務の遂行にあたり、放送法ほか関係法令並びに、以下の条例等を遵守して行うものとする。

- （１）地方自治法第244条、244条第2項及び同法施行令
- （２）国東市ケーブルテレビ施設条例
- （３）国東市ケーブルテレビ施設条例施行規則
- （４）国東市ケーブルテレビ放送運営委員会規則
- （５）国東市ケーブルテレビ放送番組審議会規則
- （６）国東市ケーブルテレビ放送番組基準
- （７）国東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- （８）国東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- （９）国東市個人情報保護条例
- （10）国東市長が保有する個人情報の保護等に関する規則
- （11）国東市情報公開条例
- （12）国東市長が管理する公文書の開示等に関する規則
- （13）「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日 総行経第38号）
- （14）その他関係法令

10. 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度終了後、30日以内に国東市ケーブルテレビ施設に関

する事項を掲載した事業報告書を作成し、提出しなければならない。ただし年度途中で指定を取り消された場合においては、取り消された日後60日以内に提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料等又は利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 管理の実態を明らかにするため必要なもの
 - ①利用を制限したことがある場合は、その状況及び理由
 - ②事業計画と異なる管理を行った場合は、その状況及び理由
 - ③その他市長が必要と認めるもの
- (5) 業務報告の聴取等

国東市ケーブルテレビ施設の管理の適正化を期するため、管理の業務及び経理状況等について、必要に応じ臨時的に報告、調査又は必要な指示をすることがある。

11. 変更事項の届出等

指定管理者はその名称又は主たる事務所の所在地及び代表者に変更があったときは、指定管理者変更届書により速やかに届出すること。

12. 備品の管理

- (1) 指定管理者は、備品管理簿を備えて、その保管に係る備品を整理し、移動が生じた場合は市に報告すること。
- (2) 指定管理者が、備品等を購入又は設置しようとする場合は、あらかじめ市に協議し、承認を得るものとする。

13. 管理が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、適切な施設の管理が困難となったと認められる場合、又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、施設の管理が困難と認められる場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。なお、この場合市に生じた損害は、指定管理者が賠償しなければならない。
- (2) 不可抗力その他、市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、施設の管理が困難となった場合、市と指定管理者は、管理の継続の可否について協議を行うものとする。

なお、協議の結果、当該指定管理者による施設の管理が困難と市が判断した場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

14. 協定の締結

市と指定管理者は、業務を実施するうえで必要となる事項について、協議を行い、これに基づき協定を締結する。

15. 留意事項

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、国東市ケーブルテレビ施設の管理について、定めのない事項又は疑義が生じた場合には、市と協議のうえ決定するものとする。

Ⅱ．業務仕様

1．施設等の管理運営全般に関する事項

(1) 管理責任者の配置

- ①管理責任者を配置し、その者の氏名を報告すること。
- ②管理責任者は、各業務全般について責任を負うものとする。

(2) 施設管理計画

- ①指定管理者は、翌年度に行う業務に関する計画書を年度末までに作成したうえで市へ提出し、承認を得ること。
- ②計画書に従った業務にかかる点検、評価、改善等を行ったものについて記録すること。
- ③個別業務が管理計画書により実施されていることを常時確認するとともに、不適合な業務については適宜是正していくこと。

(3) 本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の管理

- ①指定管理者の支持のもと、業務従事者に必要な研修を行い、その資質の向上に努めること。
- ②健康管理業務従事者は全業務従業者の健康を害さないように努めること。
- ③指定管理者は、業務遂行上の諸規定を整備したうえで業務従事者に遵守させること。
- ④業務の一部を他に委託する場合は、委託先との契約において同規定の遵守事項を明記するなど、必要な措置を講ずること。

(4) 個人情報の保護

- ①指定管理者は、国東市個人情報保護条例（平成18年国東市条例第12号）の内容及び趣旨を十分理解したうえで管理業務にあたること。
- ②指定管理者は、個人情報保護に関する業務上の規定を整備したうえで、業務従事者に遵守させること。
- ③業務の一部を委託する場合は、委託先との契約において同規定の遵守事項を盛り込むこととする。

(5) 守秘義務

指定管理者は、業務従事者の守秘義務に関し次に掲げる事項の規定を整備し、業務従事者が遵守できるよう厳格な管理を行わなければならない。

また、業務の一部を委託する場合には、前項の②の規定を準用する。
さらに、業務遂行中知り得た情報を漏えいしないこと。

(6) 安全管理等

- ①安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び業務従事者の安全確保に努めること。
- ②衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- ③非常災害、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な対応計画を定め、緊急時の連絡先等をあらかじめ市に報告するとともに、避難及びその他必要な訓練を定期的実施すること。
- ④指定管理者は、業務従事者が建物、設備機器、工作物、備品等に破損箇所

又は破損しそうな箇所を発見したときは、直ちに市に報告し、その指示に従うものとする。ただし、容易に補修可能な軽微な修繕については、指定管理者の判断で補修を行うこととする。

(7) 協力体制

- ①市が主催または後援等によりイベントを実施する場合があります、イベント開催にあたっては、市及び利用者等と調整を図り、実施に協力すること。
- ②施設等の管理上必要な情報を市が求めた場合は、速やかに提示すること。
- ③法令等に基づき実施される各種検査及び監督に対応すること。

(8) 報告業務

管理計画、管理責任者の変更等、重要な変更がある場合は、速やかに市へ報告すること。

(9) 賠償責任

施設等の維持管理の不備により利用者の財物等に損害を与えた場合は、原則として管理者において賠償すること。

2. ケーブルテレビの利用に関する事項

(1) ケーブルテレビの利用に関する業務

- ①条例に規定する各種申請等の受付業務を行うこと。また、加入者情報については、状況の確認を実施し、最新の状態を保つこと。
- ②条例に規定する各種申請等様式を備え、利用者及び利用希望者の求めに応じ配布するとともに、手続きの概要を説明すること。
- ③ケーブルテレビの加入に関する問い合わせを受けたときは、加入申請場所について確認をし、加入可能場所である場合は、加入申込書等の受付及び引き込み日程等について加入者と調整する。
- ④加入申し込みに基づき、加入金、引込工事料の納付書を発行し加入者に対して交付すること。
- ⑤納付書に記載する納付期限は、納付期限内に加入者が支払えるよう、適正な期間を設定したうえで発行すること。
- ⑥加入申請の内容等から、ケーブルテレビの設置目的に照らし、適当でないことが見込まれると判断したときは、受付をせず、申請者の氏名及び不適当と判断した理由等を市へ連絡すること。
- ⑦各種申請を受けたときは、申請内容の確認など必要な情報の収集調査を行うこと。

(2) ケーブルテレビの新たなサービスに関する事項

- ①市に於いて管理施設設備に係る新たな事業を開始する場合は、予め協議のうえ、指定管理者の管理対象とする。
- ②管理者が自主事業等実施する場合は、予め市と協議することとする。

(3) 使用停止処分に関する事項

使用料の滞納による使用停止については、市の指示により実施する。

3. 施設等の維持管理に関する事項

(1) 施設、設備及び備品等の維持管理に関すること

- ①施設設備の修繕等にあたっては、軽微なものについては指定管理者が実施する。
- ②施設等を常に清潔な状態に保ち、管理上発生した廃棄物は適正な処理を行うこと。また、定期的に清掃を実施すること。
- ③維持管理に係る費用、光熱水費、電話料金等は指定管理者が一括して支払うこと。
- ④市が貸与する設備施設及び備品は、善良なる管理者の注意を持って管理すること。
- ⑤電球等の消耗品等は随時補充又は交換する。
- ⑥業務遂行上、新たに必要な事務機器、事務用品等の消耗品は一切指定管理者が用意する。
- ⑦保守点検の作業時間は利用者に配慮すること。特に、停波を伴う作業は利用者に予め周知すること。ただし、不測の事故・災害はこの限りではない。
- ⑧定期点検及び保守点検の結果、経年劣化及び滅失、破損等により、部品の取替えや修理を必要とする場合は、責任分担により直ちに処置方法を検討し速やかに実施する。なお、協定書に規定する指定管理者の責任分担に属さないものについては、市に報告し速やかに判断を仰ぐ。
- ⑨保守点検業務については、年度当初に緊急体制表と年間の設備保守点検計画表を作成し、計画に沿って業務遂行すること。変更が生じた場合は、その理由と対処方法を記録保存すること。
- ⑩指定管理者は、管理対象設備の動作不良及び故障発生を確認した場合、速やかに原因究明し対処すること。
- ⑪保守業務実施に際し、事前に必要な箇所を養生補強し、施設周辺及び設備を保守点検前の状態に維持すること。
- ⑫保守点検の結果生じる消耗品、使用済み部品の廃棄については、指定管理者で処分する。
- ⑬保守点検、定期点検を行った後、速やかに結果を記録し保存すること。
- ⑭施設設備の修繕、改修工事等にあたっては事前調整、施工状況の指導及び監督をすること。
- ⑮施設管理に係る計画に重要な変更がある場合は、事前に市に報告し承認を得るものとする。

(2) 施設の管理運営上必要な業務

- ①利用者及び利用希望者に対する説明等
 - ア) 受付において受付及び説明業務を行う職員を1名以上配置すること。
 - イ) 業務概要及び施設設備の機能、提供サービス等を十分に理解し、利用者及び利用希望者に対して適切な説明を行うこと。
- ②鍵の管理
 - ア) 鍵は台帳により管理すること。
 - イ) 指定管理者の責により鍵を紛失したときは、直ちにセキュリティ上必要な対策を講じるとともに、指定管理者の費用負担により再作成する

こと。

③郵便物等の管理

- ア) 郵便物等の預かりが発生したときは、適正な管理を行うこと。
- イ) 配達先が特定できない郵便物の扱いは、市の指示を受けて対処すること。

④文書の管理

- ア) 管理業務に関わる書類等はそれぞれ最低5年以上の期限を定めて管理すること。
- イ) 管理業務遂行のために市が管理者に貸与する図書類は、紛失、毀損、汚損等が無いよう適正に管理すること。

⑤事業報告

ア) 年次報告

次に掲げる内容を記載した報告書を、毎年度末から30日以内に提出すること。

- ・前年度の使用料等の徴収及び納付状況等を示す書類
- ・前年度の管理運営業務に係る経理状況を示す資料
- ・仕様書に管理運営業務の実施件数など前年度の業務量を集計した資料
- ・指定期間における次年度計画及び施設管理計画を示す書類
- ・管理者が直接雇用する業務従事者の次年度配置状況を示す書類

イ) その他

- ・サービスの向上、経費の縮減及び業務の改善等に関する目標値、達成状況及び措置内容などを整備した書類を整備することとし、その内容は提案によるものとする。
- ・市は、管理者から提出された年次報告書その他の報告等及び現地調査により、指定管理が適正かつ確実な業務管理が行われているか、履行内容が仕様書及び選定時の提案の水準を満たしているか、報告等の具体的な内容が要求水準を満たしているかについて確認する。

⑥物品の管理

- ア) 管理者は市の所有に属する物品については「国東市財務規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。物品の一覧は、備品台帳による。

4. 自主放送制作番組に関する事項

(1) 自主放送制作番組

自主放送番組は、国東市ケーブルテレビ放送番組基準に則り、指定管理者にて制作する。なお、制作とは番組の企画及び調整、収録（生放送含む）、編集の一連の作業一切とする。

市は、ケーブルテレビ放送番組審議会での方針に従い、番組の内容、放送時間等を決定し、指示・承認をするものとする。

(2) 文字放送・データ放送・視聴者投稿掲示板

①文字放送

行政情報（農業情報含む）や各種団体、イベント等の情報を収集し、情報

入力を行い自主放送システムへ送出する。

②データ放送

文字放送と連動し、その内容をデータ放送に反映させる。また、お誕生やお悔やみの情報は遅滞なくデータ放送に反映させる。

③視聴者投稿掲示板

登録者から送付されるメール等を確認し、自主放送システムへ送出する。

(3) 議会・選挙中継について

指定管理者は、議会中継及び市長・市議選の開票の生中継放送を行うこととする。なお、その内容については、市の指示によるものとする。

(4) 緊急放送

指定管理者は、大規模災害等の発生により、市から緊急放送の要請があった場合、通常放送を中止し市の指示による放送内容に切り替えるものとする。

(5) 管理運営条件

①番組制作に係る諸費用はすべて指定管理者が負担する。ただし、市（当該担当課）が、負担を申し出る費用並びに持ち込む物品は除く。

②制作した番組の映像はすべて保存し、台帳を備える。

③制作した番組の著作権及び映像等の媒体はすべて、国東市に帰属する。

④加入者の意見や要望等を把握し、運営に反映させるよう努めること。また、市と協議し、放送番組審議会を年1回以上開催すること。

5. 留意事項

(1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人及び団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

(2) 指定管理者が施設等の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成又は改訂するときは、事前に市と協議を行うこと。

(3) 各種規定がない場合は、市の諸規定に準じて業務を実施すること。

(4) 施設等を行政目的外に使用することはできない。

(5) 利用者からの苦情等にも原則指定管理者が対応すること。

(6) 自主放送番組の放送は障害者及び高齢者等への十分な配慮をすること。

(7) 業務不履行時の処理

①管理者が行う業務が仕様書、選定時の提案内容を満たしていないとき、又は利用者が施設を利用するうえで、明らかに利便性を欠く場合は、市は改善の指示をすることができる。

②市は、指定管理者が前項指示に従わないときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6. 責任分担

指定管理に当たり、市が想定する責任分担の方針は次のとおりである。細部については、市と指定管理者が締結する協定で定める。

項 目		区分	内 容
1	センター業務の総括	市	監督責任 担当課
		管理者	管理運営に係る総括
2	利用料滞納整理業務	市	指定管理以前の未集金については、市(担当課)で実施
		管理者	指定管理以降の未集金については管理者で実施
3	関係省庁申請届出業務	市	補助事業に係る実績調査等については市で実施 (総務省、農水省、県等) ・必要に応じ管理者より資料等の聴取(加入状況等)
		管理者	施設管理に係る申請・届出等は管理者で実施 《九州総合通信局》 設備変更許可申請、業務開始届の変更、運等状況報告、加入状況報告等 ※市長印が必要な場合、担当課で決裁し押印
4	関係団体申請届出業務	管理者	放送事業者への再放送同意申請 管理者が作成し担当課で決裁押印
5	予算管理	市	支払い区分に基づき、予算編成・執行を実施 ※管理者と連携をとり、予算編成、予算執行を実施
		管理者	事業計画、協定書等により予算管理を実施 ※機器更新計画等を作成し、市の予算編成と連動させる。
6	実地検査・会計検査対応	市	検査実施については市の担当課対応 ・ケーブルテレビ加入状況、現況のシステム構成、伝送路、インターネット等の加入状況について管理者は必要に応じ情報提供を行う
7	宅内工事業者管理	管理者	宅内工事基準等の徹底、必要に応じ連絡調整の実施
8	自主放送制作業務	管理者	現行制作内容を継承(市民や各種団体に対する公平性に配慮) ・担当課との連絡調整により内容検討(連絡調整の実施) ※市からの要望についての対応
9	自主放送予定編成	管理者	放送番組編成等については、市と調整し実施
10	予算収入・支出業務	市	収入・支払い区分に応じて市で実施 ※別紙
		管理者	収入・支払い区分に応じ管理者で実施 ※別紙
11	番組審議会・運営委員会対応	市	委員の選定及び報酬・費用弁償は市で実施 運営委員会の開催、運営等については市で実施
		管理者	番組審議会の開催、運営等については管理者で実施
12	議会中継	管理者	市と連携し管理者で実施 窓口担当課(議会事務局) ※基本的に生放送に係る番組プログラムの変更と再放送のスケジュール管理
13	選挙開票中継	管理者	市と連携し管理者で実施 窓口担当課(選挙管理委員会)
14	大分県デジタルネットワークセンター関連事業	管理者	各委員会の対応、負担金等の支払い
15	著作権管理	管理者	各協会への報告及び著作権使用料については管理者で実施
		管理者	施設・設備・備品等の更新計画を毎年作成 市と協議する
16	設備等更新業務	市	更新計画により必要な予算を当初予算編成に反映 次年度更新工事を実施
17	設備等修繕業務	管理者	軽微な修繕は管理者が実施 (概ね年間1,000千円未満)
		市	大規模なものは当初予算で編成し市で実施
18	休日・夜間電話受付	管理者	電話サポートの実施 祝日・土日:9:00～17:00(JCOMカスタマーセンター) 平日、祝日、土日夜間:17:00～9:00(代行センター)
19	センター機器のメーカー保守を除く通常点検管理業務	管理者	通常の保守点検管理の実施 ※メーカー保守については既保守を継承し管理者で実施
20	センター機器監視業務	管理者	定期的な点検管理の実施
21	文字放送・データ放送制作	管理者	情報入力・決裁処理の実施(情報の収集・記事入力・電子決済) ・文字放送、データ放送の登録、投稿内容の確認
22	加入者管理業務	管理者	・口座振替課金業務、加入者登録、解除、休止、再開等の業務の処理の実施 ・新規加入の引込発注、解除による引込撤去の発注の実施 ・新規加入に基づく加入金・引込工事料の納付書発行の実施

※協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

7. 指定管理による予算執行区分

歳入

区分	名 称	市	指定 管理	備考
加入金	新規加入者加入金		○	指定管理者による納付請求及び徴収
	滞納繰越分	○		過年度分:滞納分は市で徴収 ⇒ 市の収入
引込工事料	引込工事料		○	指定管理者による納付請求及び徴収
	滞納繰越分	○		過年度分:滞納分は市で徴収 ⇒ 市の収入
使用料	現年分		○	指定管理者による納付請求及び徴収
	滞納繰越分	○		過年度分:滞納分は市で徴収 ⇒ 市の収入
財産収入	伝送路貸付料		○	NTTドコモ
雑入	映像提供謝礼金		○	NHKへの映像提供した謝礼金 指定管理者による提供のため直接管理者が収入 (※振込先変更手続き要)
	物件移転補償費		○	主に県道等における自営柱の移転補償費。

歳出 (1 / 2)

区分	名 称	市	指定 管理	備考
報酬	ケーブルテレビ放送運営委員報酬	○		市長の諮問機関(市長が委嘱) 条例に基づき市で支払い
	ケーブルテレビ番組審議委員報酬	○		市長による委嘱のため市で支払い
旅費	費用弁償	○		放送運営委員・番組審議委員の会議出席に係る費用弁償 市で支払い
	普通旅費	○		担当職員の旅費相当分 ※市単独分
需用費	消耗品費		○	指定管理者による支払い
	燃料費		○	指定管理者による支払い
	光熱水費 (HE及び伝送路電気料)		○	請求先の変更で対応可能なため、指定管理者 支直接支払い ※請求先の変更
	※ケーブルテレビセンター電気料		○	請求先の変更で対応可能なため、指定管理者 の直接支払い ※請求先の変更
	※サブセンター電気料(安岐・ 国見・武蔵・向田)	○		各施設支払分:切分けが出来ないため、一括して市で支払い
	修繕料		○	指定管理者の直接支払い(軽微なもの:年間 1,000千円まで)

歳出（2／2）

区分	名 称	市	指定 管理	備考
役務費	通信運搬費（電話料）		○	請求先の変更で対応可能なため、指定管理者による直接支払い ※請求先の変更
	（郵送料）		○	指定管理者直接支払い
	強度調査手数料		○	請求先の変更で対応可能なため、指定管理者の直接支払い ※請求先の変更
	伝送路自営柱等移設・維持補修手数料		○	単年度契約 指定管理者による契約により指定管理者による支払い ※新規契約必要
	消防設備保守点検手数料	○		市総務課による一括支払い
	施設保険料	○		市財産管理課一括支払
委託料	自家用電気工作物保安管理委託料		○	単年度契約のため契約変更で可能指定管理者による直接支払い ※契約変更
	業務委託料（番組制作・管理・販売）		○	
	スタジオ・副調整設備機器保安委託料		○	単年度契約のため契約変更で可能指定管理者による直接支払い ※契約変更
	送出機器等保守点検委託料		○	単年度契約のため契約変更で可能指定管理者による直接支払い ※契約変更
使用料及び賃借料	コピー機リース料		○	リース終了による再リース 指定管理者による支払い ※市から権利譲渡、新規再リース契約
	九電・NTT電柱共架料		○	契約変更はしなくていいが、請求先の変更通知が必要。指定管理者による支払い ※請求先変更届
	大分-国東間光送信機借上料		○	JCOMマーケティング㈱との契約のため、指定管理者による直接支払い ※請求先の変更
	著作権使用料		○	請求先の変更で対応可能なため、指定管理者による直接支払い ※請求先の変更
備品購入費	一般備品購入費	○		備品購入は市
負担金補助金及び交付金	九電・NTT柱等建替補強負担金		○	請求先の変更で対応可能なため、指定管理者による支払い ※請求先の変更
	大分県デジタルネットワークセンター運営費負担金		○	請求先の変更で対応可能なため、指定管理者による支払い ※請求先の変更
	デジタルヘッドエンド利用負担金		○	請求先の変更で対応可能なため、指定管理者による支払い ※請求先の変更
	豊の国ハイパーネットワーク回線利用負担金		○	請求先の変更で対応可能なため、指定管理者による支払い ※請求先の変更
納入金	市への納入金		○	指定管理者から市への納入金

別表 ケーブルテレビ施設の概要

名 称	位 置	施設の概要
国東市 ケーブルテレビ センター	国東町鶴川 149 番地 (国東市役所内 3 階)	①開設年月日：平成 2 1 年 4 月 1 日 移設年月日：令和 4 年 3 月 3 1 日 ②国東市役所 3 階の 1 部分のみ ③構造：鉄筋コンクリート 4 階建 ④施設等の内容 ・ 地上波放送光送受信機 ・ FTTH 区域への光送受信機 ・ 国東エリアへの送受信機 ・ 国見、向田、武蔵サブセンター送受信機 ・ 自主放送送出装置 ・ UHF、BS、FM 受信アンテナ施設 ・ 編集室（編集機 4 台、番組編成装置等） ・ スタジオ(副調整設備等) ・ ヘッドエンド室 ・ 自家発電装置、UPS 装置、空調設備
安岐 サブセンター	安岐町中園 100 番地 (安岐総合支所内 2 階)	①開設年月日：平成 1 8 年 4 月 1 日 ②安岐総合支所 2 階の 1 部屋のみ ③構造：鉄筋コンクリート 2 階建 ④施設等の内容 ・ 安岐町全域への送受信装置 ・ 自主放送送出装置 ・ 自家発電装置、UPS 装置、空調設備
国見 サブセンター	国見町伊美 2300 番地 1 (国見総合支所内 2 階)	①開設年月日：平成 2 2 年 4 月 1 日 ②国見総合支所 2 階 ③構造：鉄骨造り 2 階建 ④施設等の内容 ・ 国見センターエリアへの送受信装置一式 ・ 自家発電装置、UPS 装置、空調設備

向田 サブセンター	国見町向田 248 番地	①開設年月日：平成 22 年 4 月 1 日 移設年月日：令和 4 年 3 月 31 日 ②専用シェルター ③構造：その他 1 階建 ④施設等の内容 ・向田センターエリアへの送受信装置一式 ・自家発電装置、UPS 装置、空調設備
武蔵 サブセンター	武蔵町古市 1086 番地 1 (武蔵総合支所敷地内)	①開設年月日：平成 22 年 4 月 1 日 移設年月日：令和 4 年 3 月 31 日 ②専用シェルター ③構造：その他 1 階建 ④施設等の内容 ・武蔵町全域への送受信装置一式 ・自家発電装置、UPS 装置、空調設備
伝送路	安岐エリア	光ケーブル 242,855m
	国東(都市計画用途区域) エリア	光ケーブル 20,620m
	国見、向田、国東、武蔵 エリア	光ケーブル 491,018m
	向陽台エリア	光ケーブル 4,599m

別紙 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。

この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な規定を整備し、厳格な運用を行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再指定管理の禁止)

第7条 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を指定管理してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。